

2024年5月向け上級フォーサイト 監査論 短答問題集 (EL24260) 出題範囲公表に伴う差替えのご案内

この度はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2024年5月向け「短答上級講座」「短答3倍速講座」監査論を受講中の皆様へご連絡いたします。

令和6年第Ⅱ回短答式試験における監査論に関して、開示制度に係る金融商品取引法の改正は出題範囲に含まれます。

そのため、すでに発送した、

上級フォーサイト 監査論 短答問題集 (EL24260) 「金融商品取引法監査制度」

平成31年第Ⅰ回 問題4

平成31年第Ⅱ回 問題4

令和2年第Ⅰ回 問題3

令和2年第Ⅱ回 問題5

令和4年第Ⅱ回 問題3

令和4年第Ⅱ回 問題4

令和5年第Ⅰ回 問題4

については、別紙の差替版をご利用いただきますようお願いいたします。

改正内容を踏まえ、問題を改題する措置をとっています。

なお、四半期レビューに関しては、「期中レビュー基準」への改訂内容は出題範囲に含まれないものとされているため、レビューに関する実質的な改訂内容は出題されません(仮に令和6年第Ⅱ回短答式試験の問題文において「期中レビュー」の表現が用いられた場合には、従前の「四半期レビュー」に置き換えて捉えて差し支えないと解されます)。そのため、配布済みの短答問題集の「四半期レビュー」等の章に収録されている四半期レビューに関する問題はそのままご利用ください。

～差替版は次ページへ～

平成31年第 I 回

問題 4 金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※エの問題文を改題】

- ア. 公認会計士又は監査法人は、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合であっても、守秘義務から、自らが行った金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の財務計算に関する書類及び内部統制報告書の監査証明について参考となるべき報告又は資料の提出をしてはならない。
- イ. 上場会社が提出する財務計算に関する書類は、原則として、公認会計士又は監査法人による監査証明が必要であるが、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合には、監査証明は不要となる。
- ウ. 金融商品取引法は、上場会社の監査証明を行う公認会計士又は監査法人を会社法上の会計監査人とすることを求めている。
- エ. 第一種中間財務諸表又は第一種中間連結財務諸表の監査証明は、期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人が作成する期中レビュー報告書により行われる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 4 （金融商品取引法監査制度：正答可能性 中）

【解 答】 5. イエ

【解 説】

- ア. 誤 内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合、監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる（金融商品取引法第193条の2第6項）ため、本肢は誤りである。
- イ. 正 金融商品取引法第193条の2第1項第3号
- ウ. 誤 金融商品取引法において、上場会社の監査証明を行う公認会計士又は監査法人を会社法上の会計監査人とすることを求める規定は存在しない。
- エ. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第1項
金融商品取引法の改正に伴い、従前の（第2四半期における）四半期財務諸表に相当する中間財務諸表は「第一種中間財務諸表」と呼称される。第一種中間財務諸表等の監査証明は、期中レビューを実施した公認会計士又は監査法人が作成する期中レビュー報告書により行われる。
なお、従前からある中間財務諸表（非上場会社や銀行等の特定事業会社が提出する半期報告書に含まれる中間財務諸表）は、「第二種中間財務諸表」と呼称される。第二種中間財務諸表等の監査証明は、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書により行われる。

平成31年第Ⅱ回

問題4 金融商品取引法における開示及び監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※ア・ウ・エの問題文を改題】

- ア. 上場会社等の代表者は、有価証券報告書、半期報告書及び内部統制報告書を提出する際に、それらの記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書を提出しなければならない。
- イ. 新規上場会社の内部統制監査報告書の提出は、資本金 100 億円以上又は負債総額 1,000 億円以上の会社を除いて、上場後 3 年を経過する日まで免除される。
- ウ. 公認会計士又は監査法人は、財務諸表監査、中間監査又は期中レビューについて、その従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該概要書の対象となる報告書の作成日から 3 か月を経過する日の属する月の末日までに提出しなければならない。
- エ. 有価証券報告書、半期報告書及び内部統制報告書は、いずれも 5 年間公衆の縦覧に供される。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

平成31年第Ⅱ回

問題 4 (金融商品取引法における開示及び監査：正答可能性 低)

【解答】 5. イエ

【解説】

- ア. 誤 上場会社等の代表者は、有価証券報告書及び半期報告書を提出する際に、それらの記載内容が適正であることを確認した旨を記載した確認書を提出しなければならないが、内部統制報告書を提出する際に確認書を提出することは求められていない（金融商品取引法第24条の4の2、第24条の5の2）。
- イ. 正 金融商品取引法第193条の2第2項第4号
- ウ. 誤 概要書の提出日は、概要書の対象となる報告書の作成日の翌月末日である（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条第3項）。
- エ. 正 金融商品取引法第25条第1項
金融商品取引法の改正により、半期報告書の公衆縦覧期間も5年とされている。

令和2年第I回

問題3 金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※イの問題文を改題】

- ア. 公認会計士又は監査法人が、監査証明業務の実施に際して、被監査会社の法令違反等事実を発見し、その是正その他の適切な措置をとるべき旨を通知したにもかかわらず、一定期間を経過してもなお被監査会社が適切な措置をとらない場合には、ただちに当該事項に関する内容を内閣総理大臣に申し出なければならない。
- イ. 公認会計士又は監査法人は、監査業務終了後に監査業務に従事した者、監査日数その他当該監査に関する事項の概要を記載した概要書を財務局長等に提出しなければならないが、期中レビューについても同様に概要書の提出が義務付けられる。
- ウ. 上場会社が提出する有価証券報告書の訂正報告書に訂正後の財務計算に関する書類が含まれる場合であっても、当該書類に対して公認会計士又は監査法人の監査証明は必要とされない。
- エ. 外国会社が提出する財務計算に関する書類には、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合、我が国の公認会計士又は監査法人による監査証明は必要ない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題3 (金融商品取引法監査制度：正答可能性 中)

【解答】 5. イエ

【解説】

ア. 誤 法令違反等事実を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、被監査会社に書面で通知しなければならない。そして、当該通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該通知を行った日から一定期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を被監査会社に書面で通知しなければならない（金融商品取引法第193条の3第2項）。

①法令違反等事実が、被監査会社の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

②被監査会社が、適切な措置をとらないこと。

なお、上記の書面は、情報通信技術を利用する方法によることもできる。

イ. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条第1項

ウ. 誤 上場会社が提出する有価証券報告書の訂正報告書に訂正後の財務計算に関する書類が含まれる場合、当該書類に対して公認会計士又は監査法人の監査証明が必要である（金融商品取引法第193条の2第1項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条第15号）。

エ. 正 金融商品取引法第193条の2第1項第1号

令和2年第Ⅱ回

問題5 金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※ウの問題文を改題】

- ア. 上場会社の提出する財務計算に関する書類は、通常、公認会計士又は監査法人の監査証明が必要であるが、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、内閣総理大臣の承認を受けた場合には、監査証明は不要である。
- イ. 上場会社は、事業再編のための株式分割によって株式を発行する場合、投資者保護の必要性が乏しいときは、有価証券届出書に代えて有価証券通知書を提出することが認められているが、当該有価証券通知書に対する監査証明は不要である。
- ウ. 監査証明に従事する公認会計士又は監査法人は、年度監査だけでなく、中間監査、期中レビュー、内部統制監査のそれぞれについて監査概要書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- エ. 上場会社は、内部統制報告書を訂正した場合には、訂正内部統制報告書に対する監査証明を受けなければならない、また、監査人は当該監査に関する監査概要書を提出しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題5 (金融商品取引法監査制度：正答可能性 中)

【解答】 1. アイ

【解説】

- ア. 正 金融商品取引法第193条の2第1項第3号
- イ. 正 有価証券通知書に対する監査証明は不要である（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条）。
- ウ. 誤 監査証明に従事する公認会計士又は監査法人は、年度監査、中間監査、及び、期中レビューのそれぞれについて概要書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない（財務報告等の監査証明に関する内閣府令第5条）。なお、内部統制監査については、年度監査の監査概要書に併せて記載するものとされており（内部統制府令第8条）、内部統制監査に関する独自の概要書があるわけではない。
- エ. 誤 訂正内部統制報告書に対する監査証明は不要であり、かつ、当該監査に関する監査概要書も不要である（内部統制府令ガイドライン1-1）。

令和4年第Ⅱ回

問題3 金融商品取引法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※イの問題文を改題】

- ア. 非上場の会社であっても株主数が一定数以上である場合には監査対象となることがある。これは、非上場の会社であっても、株主が多数である場合には、企業内容の開示と監査を必要とする投資者が現実に存在することが想定され、こうした投資者を保護すべきであると考えられているからである。
- イ. 有価証券報告書提出会社は、第1四半期及び第3四半期において四半期報告書を任意に提出することができる。ただし、四半期報告書を提出する場合には、四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表について、公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。
- ウ. 上場会社の親会社が有価証券報告書提出会社でない場合、当該親会社は、親会社等状況報告書を提出しなければならない。この場合、親会社等状況報告書に含まれる財務計算に関する書類について、当該上場会社の監査を行っている公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。
- エ. 外国会社報告書の中の財務計算に関する書類に対して外国監査法人が行った監査証明が、我が国の監査証明に相当すると認められる証明である場合、当該外国会社報告書について、我が国の公認会計士又は監査法人による監査証明は不要である。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

令和4年第Ⅱ回

問題3 (金融商品取引法における監査制度：正答可能性 中)

【解答】 3. アエ

【解説】

- ア. 正 金融商品取引法第24条第1項第4号
- イ. 誤 金融商品取引法の改正に伴い、四半期報告書は廃止された。
- ウ. 誤 上場会社の親会社が有価証券報告書提出会社でない場合、当該親会社は、親会社等状況報告書を提出しなければならないが、この場合に、親会社等状況報告書に含まれる財務計算に関する書類について、当該上場会社の監査を行っている公認会計士又は監査法人による監査を受けることは求められていない（金融商品取引法第24条の7第1項）。
- エ. 正 金融商品取引法第193条の2第1項第1号

令和4年第Ⅱ回

問題4 金融商品取引法における監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※イ・エの問題文を改題】

- ア. 上場会社の有価証券報告書に含まれる財務計算に関する書類及び当該会社の内部統制報告書を監査する公認会計士又は監査法人は、当該財務計算に関する書類の監査に係る概要書に内部統制報告書の監査に係る概要を合わせて記載しなければならない。
- イ. 公認会計士又は監査法人は、半期報告書に含まれる財務計算に関する書類について期中レビューを実施した後、期中レビューに係る概要書を提出しなければならない。
- ウ. 上場会社の提出する臨時報告書は、原則として監査対象ではないが、財政状態及び経営成績に著しく重要な影響を及ぼす事象が発生したことによって臨時報告書を提出する場合には、当該事象の影響に関して、公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。
- エ. 上場会社が提出する半期報告書の訂正報告書に中間連結財務諸表又は中間財務諸表の内容に関する訂正が含まれる場合であっても、訂正報告書を適時に提出するため、当該訂正事項について公認会計士又は監査法人によるレビューは求められていない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

令和4年第Ⅱ回

問題4 (金融商品取引法における監査制度：正答可能性 高)

【解答】 1. アイ

【解説】

- ア. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第8条
- イ. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第5条
- ウ. 誤 臨時報告書には、公認会計士又は監査法人による監査は求められていない(金融商品取引法第193条の2)。
- エ. 誤 半期報告書の訂正報告書に中間連結財務諸表又は中間財務諸表の内容に関する訂正が含まれる場合、当該訂正事項について公認会計士又は監査法人によるレビューが求められている(金融商品取引法第24条の5第5項、第193条の2第1項、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条13号)。

令和5年第I回

問題4 金融商品取引法監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点) 【※アの問題文を改題】

- ア. 中間監査報告書及び期中レビュー報告書上に記載すべき公認会計士又は監査法人の責任の内容について、中間監査及び期中レビューのそれぞれの目的は内部統制の有効性について意見を表明するものではないことを含む必要がある。
- イ. 公認会計士又は監査法人が監査証明を行うに当たり、被監査会社の法令違反等事実を発見した場合、当該会社に対して当該事実の内容等を書面等により通知しなければならない。ただし、その通知の内容には当該事実に係る適切な措置をとるべき旨を含む必要はない。
- ウ. 監査報告書における監査上の主要な検討事項の記載は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、公認会計士又は監査法人が監査意見を表明しない場合には要求されない。
- エ. 有価証券届出書に含まれる財務計算に関する書類の重要事項について虚偽記載があったことにより、その事実を知らない投資者に損害が発生した場合、虚偽記載がないとする監査証明をした公認会計士又は監査法人はその損害を賠償する責任を負うが、監査証明をしたことについて故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題4 (金融商品取引法監査制度：正答可能性 高)

【解答】 6. ウエ

【解説】

- ア. 誤 中間監査報告書上に記載すべき公認会計士又は監査法人の責任の内容について、中間監査の目的は内部統制の有効性について意見を表明するものではないことを含む必要がある(中間監査基準 第三「報告基準」3(4))が、期中レビュー報告書上に記載すべき公認会計士又は監査法人の責任の内容について、期中レビューの目的は内部統制の有効性について意見を表明するものではないことは含まれない(期中レビュー基準(旧 四半期レビュー基準) 第三「報告基準」5(4))。
- イ. 誤 公認会計士又は監査法人が監査証明を行うに当たり、被監査会社の法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、当該被監査会社に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知しなければならない(金融商品取引法第193条の3第1項)。
- ウ. 正 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第1号ニ、監基報705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第28項
- エ. 正 金融商品取引法第21条第1項第3号、第21条第2項第2号